

第21期 中間決算公告

2021年12月27日

東京都千代田区内幸町二丁目1番6号
ソニー銀行株式会社
代表取締役社長 南 啓二

中間連結貸借対照表 (2021年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	437,191	預 金	2,985,721
買 入 金 銭 債 権	2,171	コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	284,214
金 銭 の 信 託	31,003	売 現 先 勘 定	73,007
有 価 証 券	749,155	借 用 金	360,000
貸 出 金	2,652,286	外 国 為 替	837
外 国 為 替	1,683	社 債	30,000
そ の 他 資 産	49,333	そ の 他 負 債	78,928
有 形 固 定 資 産	1,476	賞 与 引 当 金	360
無 形 固 定 資 産	9,332	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,435
繰 延 税 金 資 産	446	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	104
貸 倒 引 当 金	△962	負 債 の 部 合 計	3,814,609
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	38,500
		資 本 剰 余 金	28,500
		利 益 剰 余 金	45,206
		株 主 資 本 合 計	112,206
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,320
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△207
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△41
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	3,072
		非 支 配 株 主 持 分	3,230
		純 資 産 の 部 合 計	118,509
資 産 の 部 合 計	3,933,119	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,933,119

中間連結損益計算書 (2021年4月1日から)
(2021年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		30,596
資 金 運 用 収 益	18,842	
（うち貸出金利息）	(12,081)	
（うち有価証券利息配当金）	(6,693)	
役 務 取 引 等 収 益	9,014	
そ の 他 業 務 収 益	2,411	
そ の 他 経 常 収 益	327	
経 常 費 用		22,334
資 金 調 達 費 用	2,709	
（うち預金利息）	(1,388)	
役 務 取 引 等 費 用	6,558	
そ の 他 業 務 費 用	1,030	
営 業 経 費 用	11,908	
そ の 他 経 常 費 用	127	
経 常 利 益		8,261
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益		8,261
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,363	
法 人 税 等 調 整 額	451	
法 人 税 等 合 計		2,814
中 間 純 利 益		5,447
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 中 間 純 利 益		258
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 中 間 純 利 益		5,188

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社 4社
会社名 ソニーペイメントサービス株式会社
SmartLink Network Hong Kong Limited
SmartLink Network Europe B.V.
ETC ソリューションズ株式会社
非連結の子会社 該当事項はありません。

2. 連結される子会社の中間決算日等に関する事項

連結される子会社の中間決算日は次のとおりであります。
9月末日 4社

会計方針に関する事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託において信託財産を構成している信託財産の評価は、当社が当該信託財産を保有する場合と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法（当社及び連結される子会社の建物は、建物附属設備のみであります。）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～18年
その他 4年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社で定める利用可能期間（概ね5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る有形固定資産中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権につ

いては、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

6. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10～16年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当社の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

8. 重要なヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を適用しております。

固定金利の貸出金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。

変動金利の貸出金のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別委員会実務指針第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。

短期固定金利の預金に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別委員会実務指針第24号に基づき一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。

その他有価証券及び満期保有目的の債券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。また、外貨建て有価証券の為替変動リスクを減殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、通貨スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。これらについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

9. 消費税等の会計処理

当社の有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、当中間連結会計年度の費用に計上しております。また、国内の連結される子会社の有形固定資産等に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、主として、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、当中間連結会計年度の費用に計上しております。

10. 連結納税制度の適用

当社は、ソニーグループ株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

11. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当中間連結会計期間の損益および利益剰余金の当該期間の期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、中間連結財務諸表に与える影響はありません。

12. 追加情報

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は213百万円、延滞債権額は1,335百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権は2,241百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,790百万円であります。
なお、上記1、3及び4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 平成26年11月28日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、2,375百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	183,939 百万円
貸出金	538,253 百万円

担保資産に対応する債務

コールマネー	43,000 百万円
売現先勘定	73,007 百万円
借入金	360,000 百万円

上記のほか、内国為替決済、デリバティブ等の取引の担保として有価証券 12,309 百万円を差し入れております。
また、その他資産には、金融商品等差入担保金は 12,994 百万円、保証金は 991 百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、19,554 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のものが 19,554 百万円あります。
8. 有形固定資産の減価償却累計額 1,204 百万円
9. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準） 8.53%

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他業務費用」には、内外クレジット投資関連の有価証券の減損損失 947 百万円を含んでおります。
2. 中間連結包括利益計算書における中間包括利益の金額 3,619 百万円

（金融商品関係）

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定適用指針」という。）第 27 項に従い経過措置を適用した組合出資金は、次表には含めておりません（注 3）参照。また、現金預け金及びコールマネーについては、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品及び金融負債

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託				
その他の金銭の信託	-	21,000	10,003	31,003
有価証券				
その他有価証券（*1）				
国債・地方債等	-	96,746	-	96,746
社債	-	43,264	-	43,264
証券化商品	-	30,873	120,603	151,476
外国債券	-	257,168	13,768	270,937
デリバティブ取引（*2）（*3）				
金利関連	-	2,106	-	2,106
通貨関連	-	5,604	-	5,604
資産計	-	456,763	144,376	601,140
デリバティブ取引（*2）（*3）				
金利関連	-	10,519	-	10,519
通貨関連	-	1,436	-	1,436
負債計	-	11,955	-	11,955

（*1）時価算定適用指針第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は本計数の残高には含めておりません。中間連結貸借対照表における当該投資信託の金額は19,637百万円となります。

（*2）中間連結貸借対照表の「その他資産」及び「その他負債」に含まれております。ヘッジ対象の相場変動を相殺するために金利スワップの特例処理を適用しているものについては、ヘッジ手段である金利スワップの時価をヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

（*3）デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の中間連結貸借対照表計上額は資産4,028百万円、負債10,279百万円となります。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価				中間連結貸借対照表計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
有価証券						
満期保有目的の債券						
証券化商品	-	-	139,253	139,253	139,347	△93
外国債券	-	25,199	759	25,958	25,986	△27
貸出金(*1)	-	-	2,820,292	2,820,292	2,651,334	168,957
資産計	-	25,199	2,960,304	2,985,504	2,816,669	168,835
預金	-	2,986,638	-	2,986,638	2,985,721	917
借入金	-	359,928	-	359,928	360,000	△71
社債	-	-	30,015	30,015	30,000	15
負債計	-	3,346,566	30,015	3,376,582	3,375,721	861

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金 951 百万円を控除しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

(1) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券(債券)については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっており、構成物のレベルに基づき、レベル2又はレベル3に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(2) 有価証券

債券は、公表された相場価格を用いたとしても市場が活発でない場合にはレベル2に分類しており、主に国債、地方債、社債等がこれに含まれております。相場価格が入手できない場合は、取引金融機関等の第三者から入手した価格を用いて時価を算定しており、算定にあたり観察可能なインプットを用いている場合はレベル2に、観察できないインプットを用いている場合はレベル3に分類しております。

証券化商品は、取引金融機関等の第三者から入手した価格を用いて時価を算定しており、算定にあたり観察可能なインプットを用いている場合はレベル2に、観察できないインプットを用いている場合はレベル3に分類しております。

評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、クレジット・スプレッド等が含まれます。

なお、投資信託は、公表されている基準価格等によっており、時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、レベルを付していません。

(3) 貸出金

貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としております。また、一部のリスク管理債権(期限の利益喪失債権、延滞債権等)については、担保・保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。これらはレベル3に分類しております。

負債

(1) 預金

要求払預金は、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金は、将来キャッシュ・フローを評価日時点の市場利子率で割り引いた現在価値を時価としております。

これらは、いずれもレベル2に分類しております。

(2) 借入金

借入金は、将来キャッシュ・フローを評価日時点の市場利子率で割り引いた現在価値を時価とし、レベル2に分類しております。

(3) 社債

当社の発行する社債は、市場価格がないことから、将来キャッシュ・フローを評価日時点の市場利子率に当社のプレミアムを加味した利率で割り引いた現在価値を時価とし、レベル3に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引のうち、店頭取引は公表された相場価格が存在しないため、取引の種類に応じて割引現在価値法やオプション価格計算モデル等により時価を算出しております。それらの評価技法で使用される主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル2に分類しており、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3に分類しております。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2021年9月30日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲
その他有価証券	割引現在価値法	クレジット・スプレッド	0.8%-1.9%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2021年9月30日)

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又はその 他の包括利益		購入、売却、発行 及び決済 の純額	レベル 3の時 価への 振替	レベル 3の時 価から の振替	期末 残高	当期の損益に計 上した額のうち 中間連結貸借対 照表日において 保有する金融資 産及び金融負債 の評価損益
		損益に 計上 (*1)	その他の包 括利益に計 上(*2)					
金銭の信託 その他の金銭の信託	6,185	22	(21)	3,817	-	-	10,003	-
有価証券 その他有価証券	154,488	1,130	(7)	(35,007)	-	-	120,603	-
証券化商品 外国債券	17,663	100	4	(3,999)	-	-	13,768	-

(*1) 主に中間連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(*2) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社はリスク管理部門にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価を算定しております。算定された時価は、リスク管理部門にて時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適

切性を検証しております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

クレジット・スプレッドは、基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般的に、クレジット・スプレッドの著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(注3) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

区 分	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
組合出資金（*1）	1,704

(*1) 組合出資金については、時価算定適用指針第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

※中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」の中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券 (2021年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えるもの	外国債券	88,429	88,770	341
	小計	88,429	88,770	341
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えないもの	外国債券	76,905	76,442	△462
	小計	76,905	76,442	△462
合計		165,334	165,212	△121

2. その他有価証券 (2021年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	債券	87,990	84,468	3,521
	国債	38,393	35,025	3,367
	地方債	17,355	17,331	24
	社債	32,241	32,111	129
	その他	267,926	261,523	6,403
	外国債券	264,896	260,380	4,515
	その他の証券	3,030	1,143	1,887
	小計	355,917	345,991	9,925
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	債券	52,020	52,138	△117
	国債	22,739	22,845	△106
	地方債	18,258	18,265	△6
	社債	11,023	11,027	△3
	その他	178,001	179,104	△1,103
	外国債券	157,517	158,154	△636
	その他の証券	20,483	20,950	△466
	小計	230,022	231,242	△1,220
合計		585,939	577,234	8,704

(金銭の信託関係)

1. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2021年9月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結貸借 対照表計上額が取 得原価を超える もの (百万円)	うち中間連結貸借 対照表計上額が取 得原価を超えない もの (百万円)
その他の金銭の信託	31,003	31,057	△53	40	△93

(注) 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(1株当たり情報)

- 1株当たりの純資産額 155,782円16銭
- 1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額 7,162円27銭

第21期 中間決算公告

2021年12月27日

東京都千代田区内幸町二丁目1番6号
ソニー銀行株式会社
代表取締役社長 南 啓二

中間貸借対照表 (2021年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	434,199	預 金	3,006,527
買 入 金 銭 債 権	2,171	コ ー ル マ ネ ー	284,214
金 銭 の 信 託	31,003	売 現 先 勘 定	73,007
有 価 証 券	751,152	借 用 金	360,000
貸 出 金	2,652,286	外 国 為 替	837
外 国 為 替	1,683	社 債	30,000
そ の 他 資 産	34,177	そ の 他 負 債	44,121
未 収 収 益	4,725	未 払 費 用	4,088
金 融 派 生 商 品	7,710	先 物 取 引 受 入 証 拠 金	19,433
そ の 他 の 資 産	21,741	金 融 派 生 商 品	11,955
有 形 固 定 資 産	926	そ の 他 の 負 債	8,643
無 形 固 定 資 産	6,435	賞 与 引 当 金	223
繰 延 税 金 資 産	296	退 職 給 付 引 当 金	1,215
貸 倒 引 当 金	△962	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	104
		負 債 の 部 合 計	3,800,250
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	38,500
		資 本 剰 余 金	28,500
		資 本 準 備 金	28,500
		利 益 剰 余 金	43,006
		利 益 準 備 金	2,689
		そ の 他 利 益 剰 余 金	40,317
		繰 越 利 益 剰 余 金	40,317
		株 主 資 本 合 計	110,006
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,320
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△207
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	3,113
		純 資 産 の 部 合 計	113,120
資 産 の 部 合 計	3,913,371	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,913,371

中間損益計算書

2021年4月1日から
2021年9月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	27,422
資 金 運 用 収 益	18,842
(うち貸出金利息)	(12,081)
(うち有価証券利息配当金)	(6,693)
役 務 取 引 等 収 益	5,840
そ の 他 業 務 収 益	2,411
そ の 他 経 常 収 益	327
経 常 費 用	20,036
資 金 調 達 費 用	2,709
(うち預金利息)	(1,388)
役 務 取 引 等 費 用	6,123
そ の 他 業 務 費 用	1,030
営 業 経 費	10,045
そ の 他 経 常 費 用	127
経 常 利 益	7,385
税 引 前 中 間 純 利 益	7,385
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,125
法 人 税 等 調 整 額	414
法 人 税 等 合 計	2,539
中 間 純 利 益	4,845

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託において信託財産を構成している信託財産の評価は、当社が当該信託財産を保有する場合と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法（当社の建物は、建物附属設備のみであります。）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	18年
その他	4年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（概ね5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した金額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を適用しております。

固定金利の貸出金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。

変動金利の貸出金のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別委員会実務指針第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。

短期固定金利の預金に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別委員会実務指針第24号に基づき一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。

その他有価証券及び満期保有目的の債券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。また、外貨建で有価証券の為替変動リスクを減殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、通貨スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。これらについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

8. 消費税等の会計処理

有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

9. 連結納税制度の適用

当社は、ソニーグループ株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

10. 会計方針の変更

（収益認識に関する会計基準）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当中間会計期間の損益および利益剰余金の当該期間の期首残高に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

11. 追加情報

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額 2,050百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は213百万円、延滞債権額は1,335百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権は2,241百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,790百万円であります。
なお、上記2、4及び5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 平成26年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、2,375百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	183,939百万円
貸出金	538,253百万円
担保資産に対応する債務	
コールマネー	43,000百万円
売現先勘定	73,007百万円
借入金	360,000百万円

上記のほか、内国為替決済、デリバティブ等の取引の担保として有価証券12,309百万円を差し入れております。また、その他の資産には、金融商品等差入担保金は12,994百万円、保証金は872百万円が含まれております。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,554百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが20,554百万円あります。
9. 有形固定資産の減価償却累計額 649百万円

10. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 8.50%

(中間損益計算書関係)

1. 「その他業務費用」には、内外クレジット投資関連の有価証券の減損損失 947 百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

※中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」の中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券 (2021年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表 計上額を超えるもの	外国債券	88,429	88,770	341
	小計	88,429	88,770	341
時価が中間貸借対照表 計上額を超えないもの	外国債券	76,905	76,442	△462
	小計	76,905	76,442	△462
合計		165,334	165,212	△121

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2021年9月30日現在)

	中間貸借対照表計 上額(百万円)
子会社株式	2,050

(注) 当該株式については、市場価格のない株式等であります。

3. その他有価証券 (2021年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計 上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	債券	87,990	84,468	3,521
	国債	38,393	35,025	3,367
	地方債	17,355	17,331	24
	社債	32,241	32,111	129
	その他	267,926	261,523	6,403
	外国債券	264,896	260,380	4,515
	その他の証券	3,030	1,143	1,887
	小計	355,917	345,991	9,925
中間貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	債券	52,020	52,138	△117
	国債	22,739	22,845	△106
	地方債	18,258	18,265	△6
	社債	11,023	11,027	△3
	その他	178,001	179,104	△1,103
	外国債券	157,517	158,154	△636
	その他の証券	20,483	20,950	△466
	小計	230,022	231,242	△1,220
合計		585,939	577,234	8,704

(金銭の信託関係)

1. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2021年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち中間貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	31,003	31,057	△53	40	△93

(注) 「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
有価証券評価損	577 百万円
貸倒引当金	213
退職給付引当金	372
賞与引当金	68
繰延ヘッジ損失	91
その他	735
繰延税金資産小計	2,058
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△577
評価性引当額小計	△577
繰延税金資産合計	1,481
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,133
その他	51
繰延税金負債合計	1,184
繰延税金資産の純額	296 百万円

(1株当たり情報)

- 1株当たりの純資産額 152,865円19銭
- 1株当たりの中間純利益金額 6,688円58銭